第６０回　岡山市第二農業委員会総会議事録

１　招集の日時　　平成２８年　５月１８日（水）　午前１０時００分

２　開会の日時　　平成２８年　５月１８日（水）　午前１０時００分

３　閉会の日時　　平成２８年　５月１８日（水）　午前１０時３７分

４　会議の場所　　岡山市東区西大寺南一丁目２番４号　岡山市東区役所３階　防災研修室

５　委員の番号及び氏名並びに出席，欠席の別

定数２６名　　出席２１名　　欠席５名

議席番号	氏　　名	出欠の別	議席番号	氏　　名	出欠の別
会長（23）	上 岡 耕 一	出	１３	錆 川 吉 正	出
職務代理者（7）	浮 田 孝 允	出	１４	水 内 清 郎	出
１	岸 本　博	出	１５	岡 本 五 樹	出
２	近 藤 浩 夫	出	１６	難 波 勝 利	出
３	岩 居 晴 男	出	１７	赤 井 史 人	出
４	今 東 徳 雄	出	１８	長 田 孝 之	欠
５	塩 飽 幹 廣	出	１９	田 淵　勉	出
６	石 田　始	欠	２０	藤 田 眞 樹	出
―	―	―	２１	延 澤 強 哉	欠
８	岡 﨑 章 二	出	２２	花 口 弘 行	出
９	岡 﨑 利 祐	出	―	―	―
１０	岡 﨑 浜 雄	出	２６	藤 原　忍	出
１１	川 間 昌 徳	出	２７	磯 谷 和 行	欠
１２	岸 本 行 雄	出	２８	森 山 幸 治	欠

６　農業委員以外の出席者

事務局　　参　　事　　箕浦　勝宏　　次　　長　　真田　明彦

農地担当課長　　万代　幸男　　担当課長補佐　　佐藤　孝司

担当係長　　入江　貢　　副 主 査　　大橋　和之

副 主 査　　柴田　美佳

７　傍聴者　０名

８　議　題

第１号議案　農地関係申請等について

申請等（１）　農地法第３条の規定に基づく許可申請について

（２）　農地法第４条の規定に基づく許可申請について

（３）　農地法第５条の規定に基づく許可申請について

（４）　転用事業計画変更承認申請について

（５）　岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

（６）　農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について

報　告（１）　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届について（事務局長専決）

（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届について（事務局長専決）

（３）　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について

（４）　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届について

（５）　農地改良届について

第２号議案　農政関係等について

（１）　平成２８年度事業について

（２）　その他

９　議事録署名委員の氏名

８番：岡　﨑　章　二　　１３番：錆　川　吉　正

１０　議事の内容

議　　長　　**みなさんご苦労様です。それでは，ただいまから第６０回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は５名です。**

本日の議事録署名委員を指名します。８番，岡　﨑　章　二　委員、１３番，錆　川　吉　正　**委員にお願いします。**

それでは議案の審議の前に，議案の訂正等はありますか。

大橋副主査　　議案の訂正ですが１ページ申請等（１）２番，政津　　の１筆を平成２８年５月１３日付けで取り下げがありましたので農地の所在，地目，面積，譲受人理由に係る部分のそれぞれの削除を願います。次に５ページ申請等（３）１６番，譲受人　　それぞれの持分が２分の１とあるのを，　　を５分の４，　を５分の１に訂正を願います。

以上です。

議　　長　　**それでは、第１号議案に入ります。申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請について東区協議会の説明を事務局からお願いします。**

大橋副主査　　１ページ１番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約５２アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械,労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，下限面積５０アールも超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番，借入地取得による所有権移転です。受人は，現在，約６８ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，下限面積５０アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

３番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約５９アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積３０アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議　　長　　**東区協議会の協議の模様をお願いします。**

赤井委員　　審議した結果，事務局説明のとおりであり，許可意見としています。

議　　長　　**以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**それでは申請等（１）について，　１番から３番までの３件を許可と決定してよろしいか。**

全　　員　　よろしい。

議　　長　　**それでは、申請等（１）について、全件を許可と決定します。**

次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査　　２ページ１番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は露天資材置場です。受人は現在，南区福富東二丁目で建設業を営んでおりますが，資材が増えているため,工事が多い中区方面で現在利用している資材置場の隣接地である申請地を露天資材置場に転用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積･被害防除計画等,一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議　　長　　**中区協議会の協議の模様をお願いします。**

塩飽委員　　１番の１件について審議した結果，事務局の説明のとおり，許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**それでは申請等（２）の１件について，許可と決定してよろしいでしょうか。**

全　　員　　よろしい。

議　　長　　**それでは，申請等（２）の１件については許可と決定します。**

次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査　　３ページ１番，申請地は農用地区域内の農用地であり，転用目的は露天駐車場で使用貸借権を設定します。平成２８年１０月３１までの一時転用です。受人は現在，中区江崎でクリニックを営んでおりますが，合併浄化槽入替工事及び配管増設工事により駐車場が使用できなくなるため，隣接地であり，利便性のよい申請地を借り受けて，露天駐車場に転用しようとするものです。農用地ですが，一時転用のため，不許可の例外要件に該当します。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

２番，申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は露天農作業場及び露天農機具置場で，所有権を移転します。受人は現在，約２５アール耕作しており，農地の一角や住宅敷地内を農作業場及び農機具置場として使用していますが，手狭となったため，自宅に隣接しており，農作業や農機具の管理に便利な申請地を譲り受けて露天農作業場及び露天農機具置場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

３番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，中区雄町の借家に居住していますが，子どもが生まれ手狭になったため，両親に子どもをみてもらえる実家の隣接地である祖父所有の申請地を借り受けて，分家住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般

基準上も問題ないと考えます。

４番から６番は敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため，同時に説明します。いずれも平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

４番，受人は現在，北区野田五丁目の借家に家族４人で居住していますが，子どもの成長に伴い，家財道具が増えて手狭になったため，妻の実家に通いやすく，妻の勤務先に近くなり，子どもが通う予定の学校も近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

５番，受人は現在，中区倉富の持家に家族３人で居住していますが，娘が結婚し現住居を娘夫婦に譲ることになったため，現住居から近く，娘家族と助け合って生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

６番，受人夫婦は現在，赤磐市の借家と中区平井三丁目の実家に別々に居住していますが，２人目の子どもが生まれ，家族揃って生活できる環境を整えるため，交通の便がよく，実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

４番から６番について，農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

７番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は，農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は自己住宅で所有権を移転します。受人は現在，中区四御神の借家に家族４人で居住していますが，家財道具が増え手狭になったため，現住居から近く，勤務先も近くなる申請地を譲り受けて自己住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

８番，申請地は農地の広がりがりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在，家族６人で実家に居住していますが，手狭なため，実家に近く，将来両親の面倒をみやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問

題ないと考えます。

９番，平成２７年１１月２日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在，東区瀬戸町万富で土木工事業を営んでおりますが，受人所有の資材置場はなく，知り合いの資材置場を借りている状況であり，受注件数も増えているため，周辺で工事が多く，本社から各工事現場への中継点として便利な申請地を譲り受けて露天資材置場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

１０番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は特定流通業務施設で所有権を移転します。受人は現在，東区九蟠で運送業を営んでおりますが，本社と営業所の倉庫を統合・整理し，業務を効率化するため，国道２号線沿いにあり，主要取引先と近く，まとまった土地を確保できる申請地を譲り受けて特定流通業務施設に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については，集約して建設する倉庫の規模や大型トラックの駐車スペース等から，妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

１１番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は店舗（コンビニエンスストア）で賃借権を設定します。受人は現在，小売業を営んでおりますが，周辺にコンビニエンスストアが少なく，地域から要望があるため，トラックターミナルの出口にあり，大型車利用者の需要が見込まれ，事業所や倉庫が多く，人家も増えてきている地域にある申請地を借り受けて店舗（コンビニエンスストア）に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議　　長　　**中区協議会の協議の模様をお願いします。**

塩飽委員　　１番から１１番の１１件について審議した結果，事務局の説明のとおり，許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。**

大橋副主査　　５ページ１２番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は露天資材置場，露天駐車場で賃貸借権を設定します。受人は現在東区西大寺北で電気通信消防施設工事業を営んでおりますが，会社所在地内にしか資材置場等がなく手狭なため，自社近隣の農地を借り受けて露天資材置場，露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われます。

１３番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権移転します。受人は現在倉敷市の借家に居住しておりますが，子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため，農業の手伝いもできる実家に近い祖父所有の農地を譲り受けて自己住宅に転用しようとするものです。甲種農地ですが「集落に接続した住宅」に該当し，例外的に許可が可能です。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われます。

１４番，平成２８年５月１１日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は大学（実習棟）で所有権移転します。受人は現在東区瀬戸町で学校法人を営んでおりますが，本年４月より学部を新設することに伴い学生数増が見込まれ施設整備が必要となったため，大学既存施設近隣の申請地を譲り受けて転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われます。

１５番，申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区瀬戸町の実家に家族計６人で居住しておりますが，家財道具等も増え手狭となったため，実家近くの父所有の農地を借り受けて分家住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われます。

１６番，申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，

転用目的は自己専用住宅で所有権移転します。受人は現在東区瀬戸町の借家に居住しておりますが，子供の成長に伴い家財道具等も増え手狭となったため，現在の居住地近くで農地を譲り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議　　長　　**東区協議会の協議の模様をお願いします。**

赤井委員　　１２番から１６番までの５件について審議した結果，事務局の説明のとおり，許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**それでは申請等（３）の１６件について，許可と決定してよろしいでしょうか。**

全　　員　　よろしい。

議　　長　　**それでは，申請等（３）の１６件については全件許可と決定します。なお，１０番は転用面積が３，０００平方メートルを超えていますので，５月３０日開催の岡山県農業会議に諮問し，許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。**

次に申請等（４）転用事業計画変更承認申請について審議します。事務局から中区協議会の説明をお願います。

柴田副主査　　６ページ１番，申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。当初転用者は平成２７年７月３０日に転用許可を受けましたが，出産後，体調不良による入院を余儀なくされ，入院費や収入の減少等による資金の面から自己専用住宅の建築を断念しました。承継者は，現在の居住地が家財道具が増え手狭になってきたため，勤務先と実家の中間に位置し，行き来がしやすくなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議　　長　　**中区協議会の協議の模様をお願いします。**

塩飽委員　　１番について審議した結果，事務局の説明のとおりであり，承認意見として

います。

議　　長　　**ただいまの報告に対してご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**それでは，申請等（４）転用事業計画変更承認申請については承認と決定します。**

次に，申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）について，事務局から説明をお願いします。

大橋副主査　　７ページ１番，農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で，旧農地保有合理化事業にあたるものです。今回は所有者から財団への所有権移転です。計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ，東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議　　長　　**ただいまの説明に対してご意見，ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし。

議　　長　　**それでは，申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）については原案のとおり決定とします。**

次に，申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出について，事務局から説明をお願いします。

柴田副主査　　８ページ１番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

２番，相続により賃借権を取得しています。届出人で耕作します。

３番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，貸付地は引き続き貸付します。

４番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は届出人で耕作します。

以上です。

議　　長　　**以上の説明について何かご意見ご質問はありませんか。**

全　　員　　異議なし

議　　長　　**それでは，申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について，４件を受理と決定します。**

次に報告について事務局から説明をお願いします。

大橋副主査　　報告（１）４条届については，９ページ１番から６番の６件です。転用目的は貸住宅が１件，一戸建て及び長屋建て賃貸住宅が１件，貸露天資材置場が１件，アパート敷地が１件，露天駐車場が１件，宅地造成が１件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については，１０ページ１番から１１ページ９番の９件です。転用目的は社屋が１件，露天駐車場が１件，分譲住宅地が３件，拡幅道路が１件，自己用住宅が１件，土地分譲地が１件，送電線の設置が１件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知は，１２ページ１番から１３ページ９番の９件です。解約理由は耕作目的が３件，転用目的が６件で，離作料は記載のとおりです。

報告（４）施行規則第２９条該当転用届については，１４ページ１番から２番の２件です。内容は農業用作業場が１件，農業用物置が１件です。

報告（５）農地改良届については，１５ページ１番から３番の３件です。内容は普通野菜畑が２件，ハウス栽培が１件です。

議　　長　　**これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。**

全　　員　　ありません

議　　長　　**何もないようでしたら，以上で第１号議案，農地法関係申請等は終了します。続きまして，第２号議案，農政関係等について，事務局から説明をお願いします。**

万代課長　　２号議案の農政関係等について説明

浮田職務代理者　　**なにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。**

本日は，お忙しいところ，第二農業委員会総会にご出席いただき，慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会　午前１０時３７分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議　　長

署名委員

署名委員